

# ペイジー口座振替受付サービス利用規定

## 1. (適用範囲)

- (1)ペイジー口座振替受付サービス（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）、もしくは収納機関から委託を受けた法人等の窓口（以下収納機関と併せて「取扱窓口」といいます。）に対して、当行の預金者本人が当行のキャッシュカード（当行がキャッシュカード規定に基づいて発行する普通預金（総合口座取引の普通預金、決済用普通預金を含みます。）の法人用を除くカード。以下「カード」といいます。）を提示することにより、後記3. (1)の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。
- (2)収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約および預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。
- (3)本サービスは当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限り利用することができ、代理人カードでは利用できません。
- (4)本サービスは当行がその利用を承認したカードのみ利用できるものとします。
- (5)本サービスを利用して預金口座振替契約を締結する場合は、本規定を適用するものとします。

## 2. (利用方法)

- (1)本サービスを利用する場合は、預金者は取扱窓口を設置された本サービスが利用できる端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、預金者自らが端末機にカードを読み取らせ端末機に暗証番号とその他必要項目を入力してください。なお、暗証番号の入力にあたっては、第三者（取扱窓口の従業員等を含みます。）に見られないよう注意してください。
- (2)本サービスの取扱いは、当行が定めた取扱日、取扱時間内とします。ただし、当行が定めた取扱日、取扱時間内であっても、収納機関の取扱日、取扱時間等により利用できない場合があります。
- (3)以下の各号の一にでも該当する場合には、本サービスを利用することはできません。
  - ①停電、故障等により端末機が利用できない場合
  - ②取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めている商品または役務等に該当する場合
  - ③本規定に反する場合
- (4)以下の各号の一にでも該当する場合には、当該カードをもって本サービスを利用することはできません。
  - ①当行所定の回数を超えて、誤った暗証番号を端末機に入力した場合
  - ②カードが破損している場合

## 3. (預金口座振替契約)

- (1)前記2. (1)により、暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときをもって、預金者・収納機関の間で預金者が収納機関に対して負担する特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約および預金者・当行の間で次の預金口座振替契約が成立するものとします。
  - ①収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等に記載の金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払います。なお、この引落としにあっては、普通預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提示は必要ありません。
  - ②収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において、請求書等に記載の金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による当座貸越を含みます。以下同様とします。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降の任意の日に引落しのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引落としが複数ありその引落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
  - ③収納機関の都合により、収納機関が預金者に割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号等で引続き取扱うことができるものとします。

(2) 預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示および収納機関との間の契約書等により、本サービスでの申込内容を確認するとともに、前項の預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）の内容を確認するものとします。なお、確認書の内容が預金者の意思に沿わない場合は、直ちに確認書に記載する問合せ先に連絡してください。

(3) 預金口座振替契約を解約するときは、当行所定の手続きにより預金者から当行に届出るものとします。なお、この届出がないまま、長期間にわたり収納機関からの請求書等の送付がない等相当の理由がある場合には、当行は当該契約が終了したものととして取扱うことができるものとします。

#### 4. (サービスの利用停止)

(1) 本サービスの利用を停止する場合は、預金者本人が当行の窓口に出してください。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスの利用を停止します。なお、この申出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前項(1)により本サービスの利用を停止した場合でも、停止前に成立した預金口座振替契約は、前記3. (3)によらない限りその契約は解除されません。

#### 5. (免責事項)

(1) 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等止むを得ない事由があったとき

② 当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき

③ 収納機関の責めに帰すべき事由があったとき

(2) 本サービスおよび本サービスの利用による預金口座振替契約について疑義が生じた場合には、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行の責めに帰する場合を除き当行は責任を負いません。

#### 6. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、中京キャッシュカード規定、中京キャッシュカード（デビットカード）規定、各種預金規定等により取扱います。

以上